

2. 瀬戸市の概要

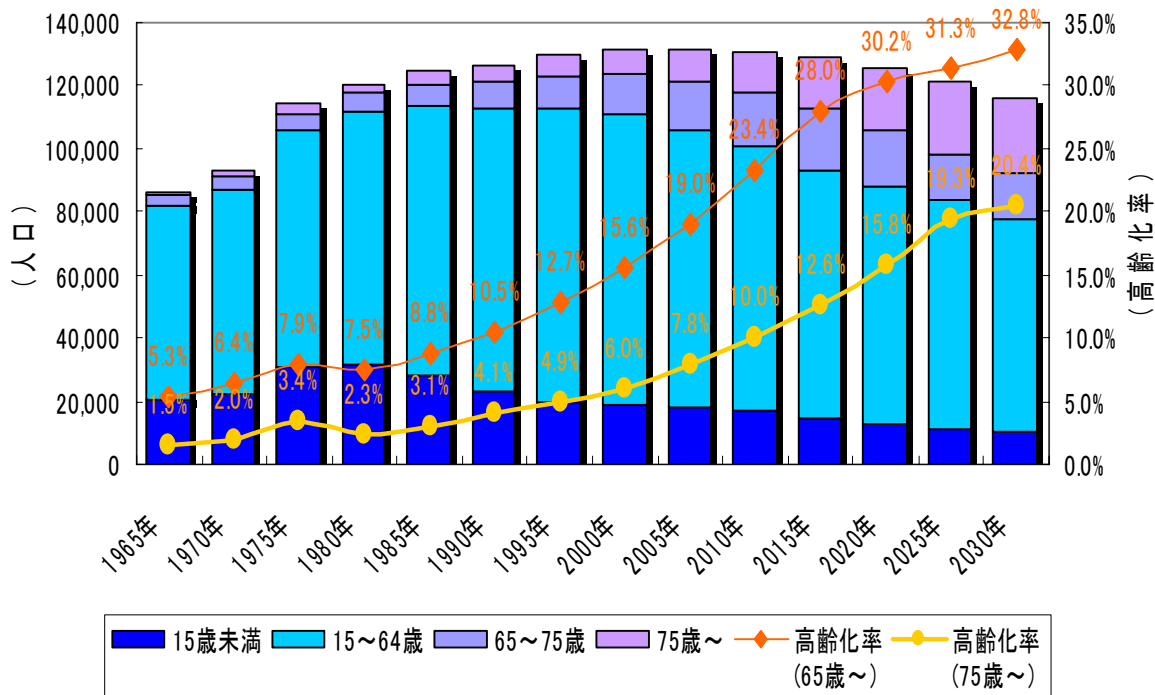
2-1 人口及び高齢者・障害者の状況

(1) 人口

瀬戸市の人口は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 132,996 人、51,973 世帯となっています。昭和 40 年代（1965 年～）に人口が急増したものの、昭和 50 年代（1975 年～）からその増加率は減少し、現在では増加傾向から減少傾向へ転換する局面を迎えつつあります。そして今後は減少傾向が続くと想定されています。

また、年齢区分別にみると、年少人口比率（15 歳未満）は減少傾向、老年人口比率（65 歳以上）は増加傾向となっており、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日現在（住民基本台帳及び外国人登録の集計）で年少人口比率が 13.7%、老年人口比率が 21.1%となっています。このことから、瀬戸市においても、少子・高齢化が着実に進行していることがわかります。

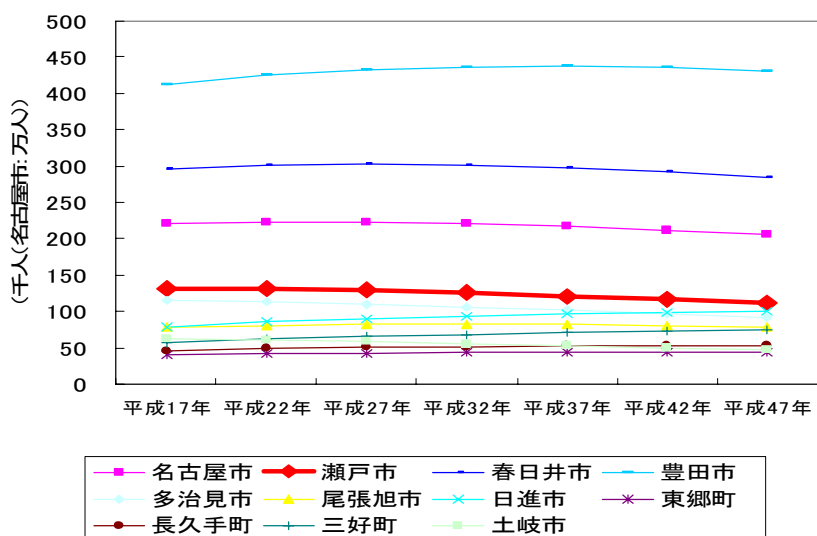
【瀬戸市の人口の推移】



資料：国勢調査（1965 年～2005 年）

国立社会保障人口問題研究所 日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年 12 月推計) (2010 年～)

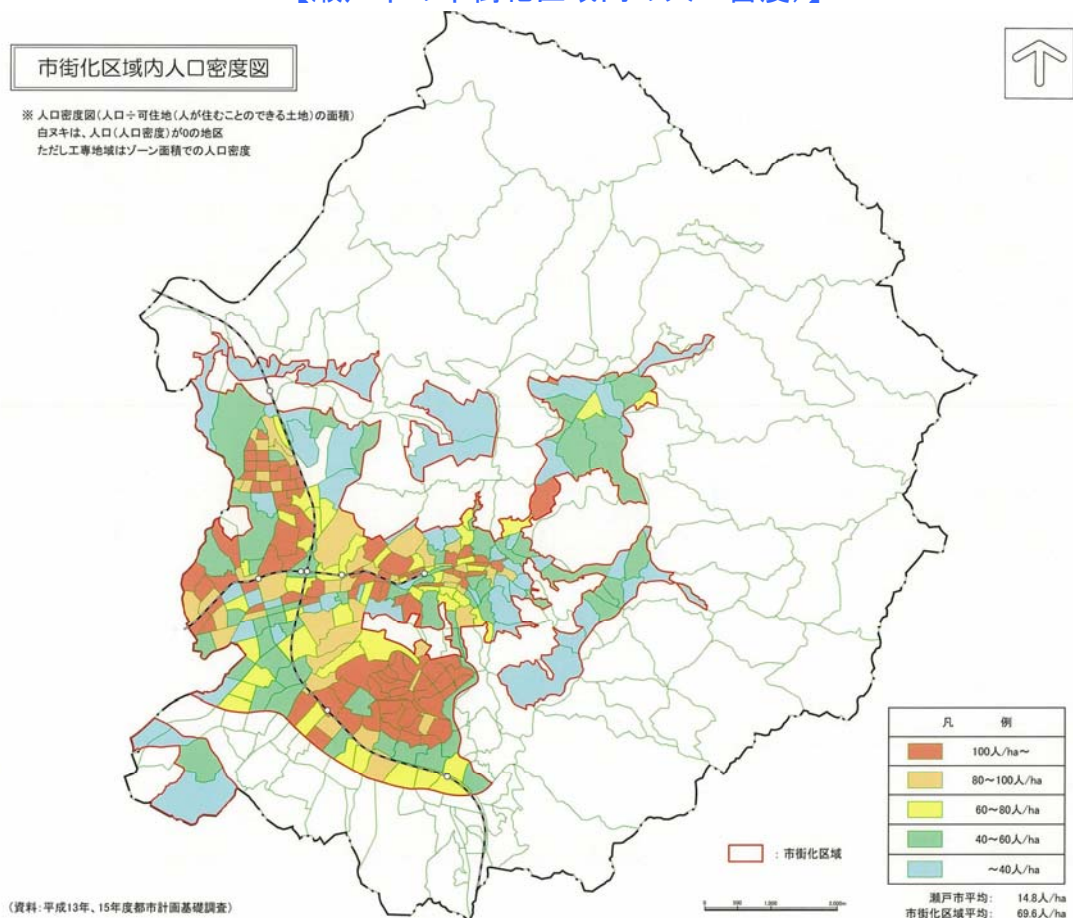
【将来の瀬戸市周辺市町の人口の推移】



資料：国立社会保障人口問題研究所 日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）

旧市街地である尾張瀬戸駅周辺や愛知環状鉄道沿いの新市街地の菱野団地、水野団地において、人口の集積がみられます。

【瀬戸市の市街化区域内の人口密度】



資料：平成13年、平成15年度都市計画基礎調査

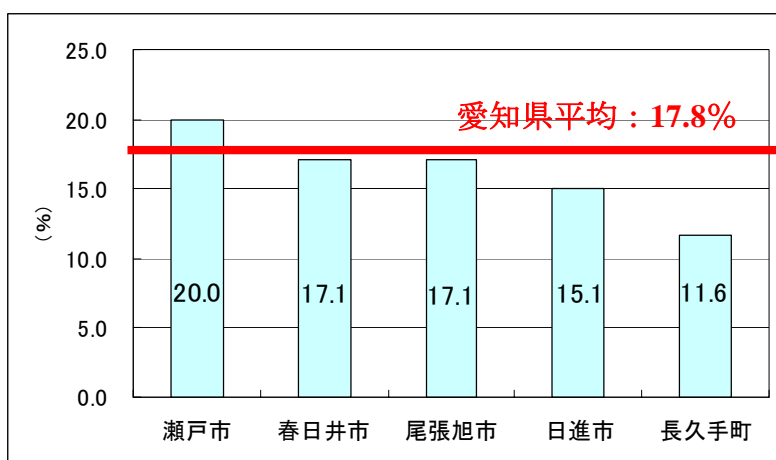
(2) 高齢化

① 高齢化の進行状況

高齢化の状況を見ると、瀬戸市全体の65歳以上の高齢化率は、平成2年（1990年）の約10%が現状の約20%まで上昇し、更に平成42年（2030年）年には、現状の1.5倍の約30%まで上昇すると想定されています。

瀬戸市の65歳以上の高齢者が全人口に占める割合（高齢化率）を見ると、平成18年10月は20.0%となっており、5人に1人が高齢者という状況にあります。高齢化率を全国、愛知県と比較してみると、瀬戸市の高齢化率は、全国平均よりは低くなっていますが、愛知県平均を上回っています。また、高齢化率の上昇は、全国、愛知県と同様に推移しており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

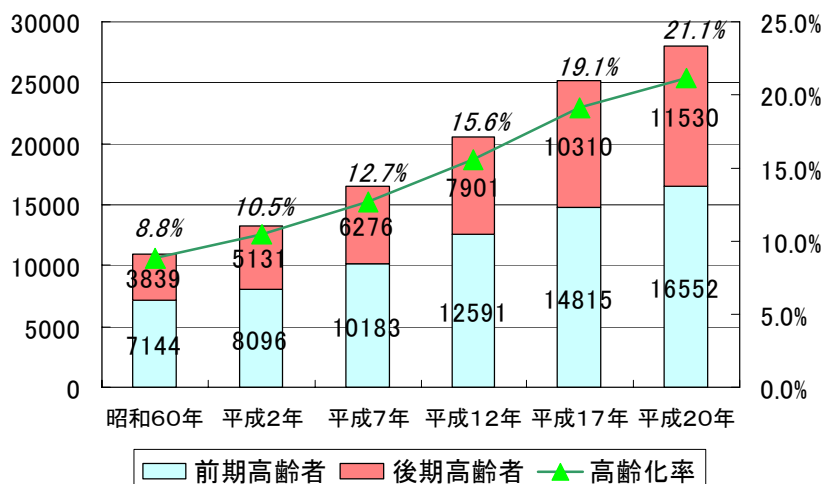
【周辺市町との高齢化率の比較（平成18年10月1日現在）】



資料：平成19年度刊愛知県統計年鑑

瀬戸市の平成20年4月1日現在（住民基本台帳及び外国人登録の集計）の高齢者人口は、前期高齢者（65～74歳）が16,552人、後期高齢者（75歳以上）が11,530人となっています。高齢者人口に占める前期高齢者、後期高齢者の内訳は、前期高齢者が58.9%、後期高齢者が41.1%となっています。

【前期・後期高齢者数の推移】



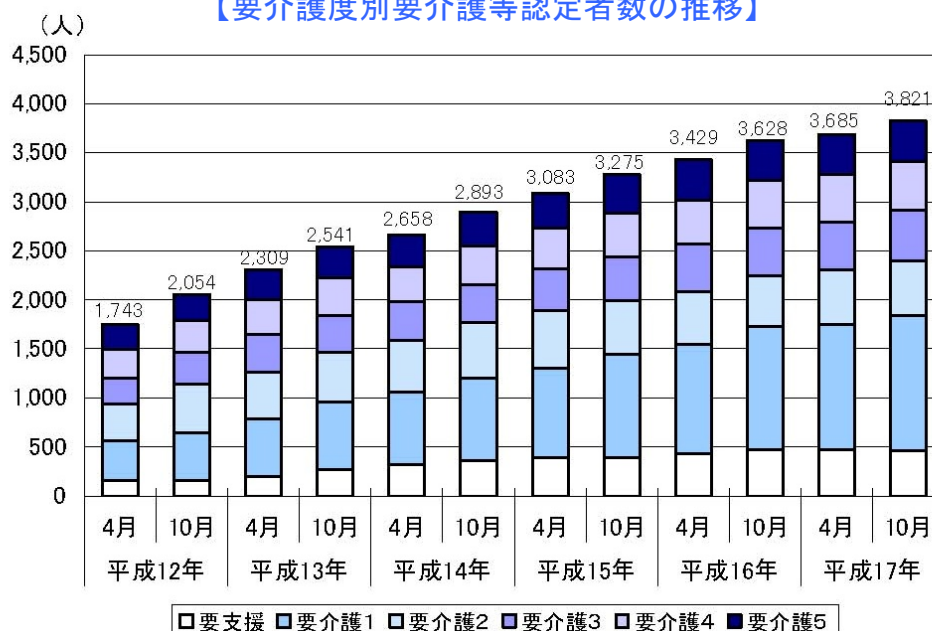
資料：国勢調査（ただし、平成20年は住民基本台帳（平成20年4月1日現在））

②要介護等認定者の状況

要介護等の認定者数（介護保険サービス対象者数）は、平成17年10月1日現在では3,821人となっており、平成12年4月の介護保険制度スタート時（1,743人）と比べておよそ2.19倍となっています。

要介護度別でみると、要支援（2.75倍）、要介護1（3.48倍）での増加が顕著です。

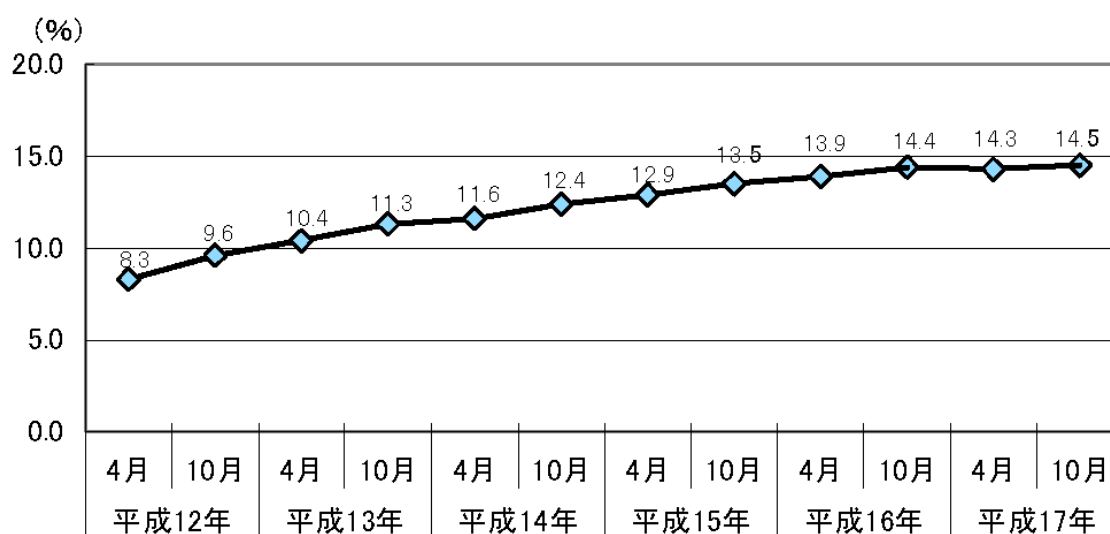
【要介護度別要介護等認定者数の推移】



資料：老人保健福祉計画・介護保険事業計画（やすらぎプラン2006）

第1号被保険者（65歳以上）に占める要介護等認定者（65歳以上のみ）の割合（認定率）は、増加傾向にあります。平成17年10月の認定率は14.5%となっており、高齢者の7人に1人は要支援以上と判定されている状況です。

【要介護等認定率の推移】



資料：老人保健福祉計画・介護保険事業計画（やすらぎプラン2006）

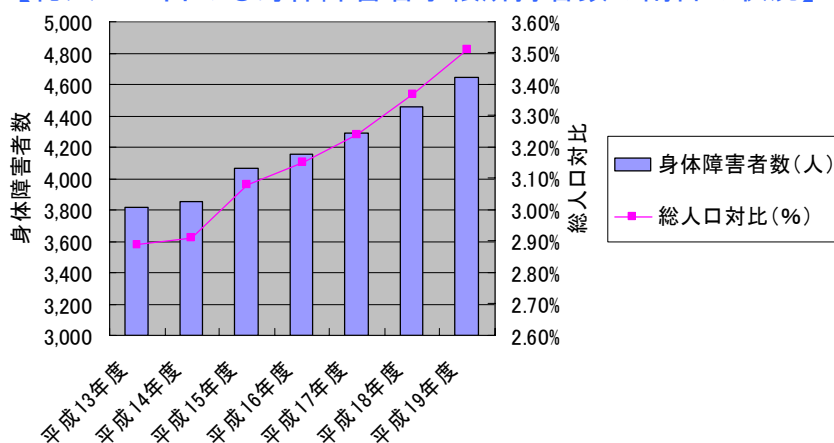
(3) 障害者の状況

以下には、手帳所持者数からの障害者数を基本としてまとめておりますが、認定基準には至らない軽度な方や、手帳の申請をされていない方など、その実数は記載数値より多いことに留意が必要です。

①身体障害者の状況

瀬戸市の身体障害者手帳所持者数は、平成13年から平成19年までの6年間で827人、21.7%増加し、平成20年3月末現在においての手帳所持者数は4,644人です。同期間内の総人口の増加率0.06%と比較して、かなり高くなっています。このため、総人口に占める身体障害者手帳所持者数の割合は、平成13年度末の2.89%から平成19年度末の3.51%へと上昇しています。

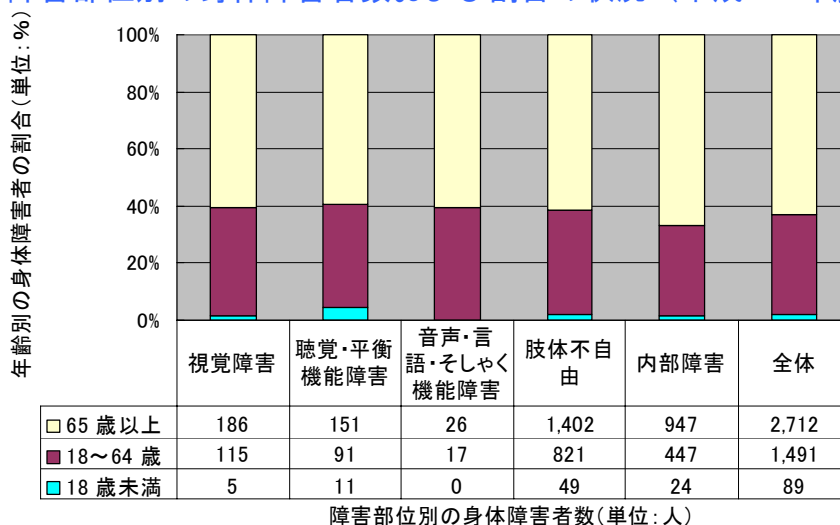
【総人口に占める身体障害者手帳所持者数の割合の状況】



資料：障害者福祉基本計画（第2次）、社会福祉課

平成17年度末時点の年齢別・障害部位別の身体障害者手帳所持者数の割合は、65歳以上が約63%を占め、その中で特に肢体不自由、内部障害の割合が高くなっています。

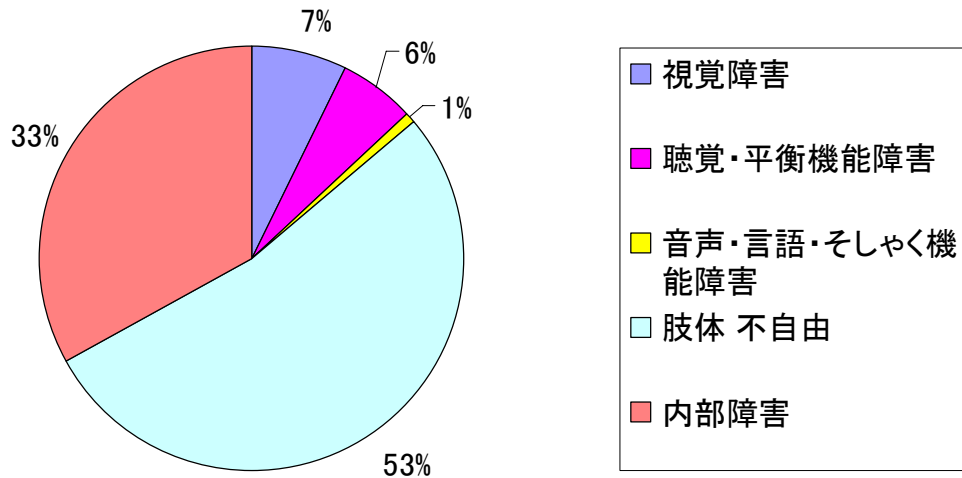
【年齢別・障害部位別の身体障害者数および割合の状況（平成17年度末時点）】



障害部位別の身体障害者数(単位:人)

資料：障害者福祉基本計画（第2次）、社会福祉課

【身体障害者手帳所持者の障害部位別の割合（平成17年度末時点）】



平成17年度末現在の身体障害者手帳所持者数：4,292人

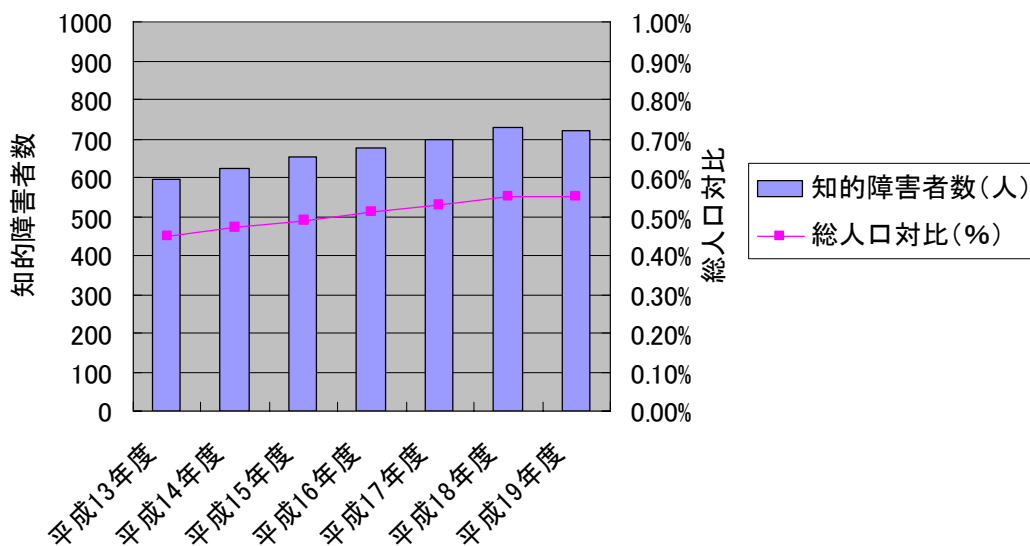
資料：障害者福祉基本計画（第2次）、社会福祉課

②知的障害者の状況

瀬戸市の療育手帳所持者数は、平成13年から平成19年までの6年間で127人、21.3%増加し、平成20年3月末現在の手帳所持者数は722人です。

総人口に占める療育手帳所持者数の割合は、平成13年度末の0.45%から平成19年度末の0.55%へと上昇しています。

【総人口に占める療育手帳所持者数の割合の推計】



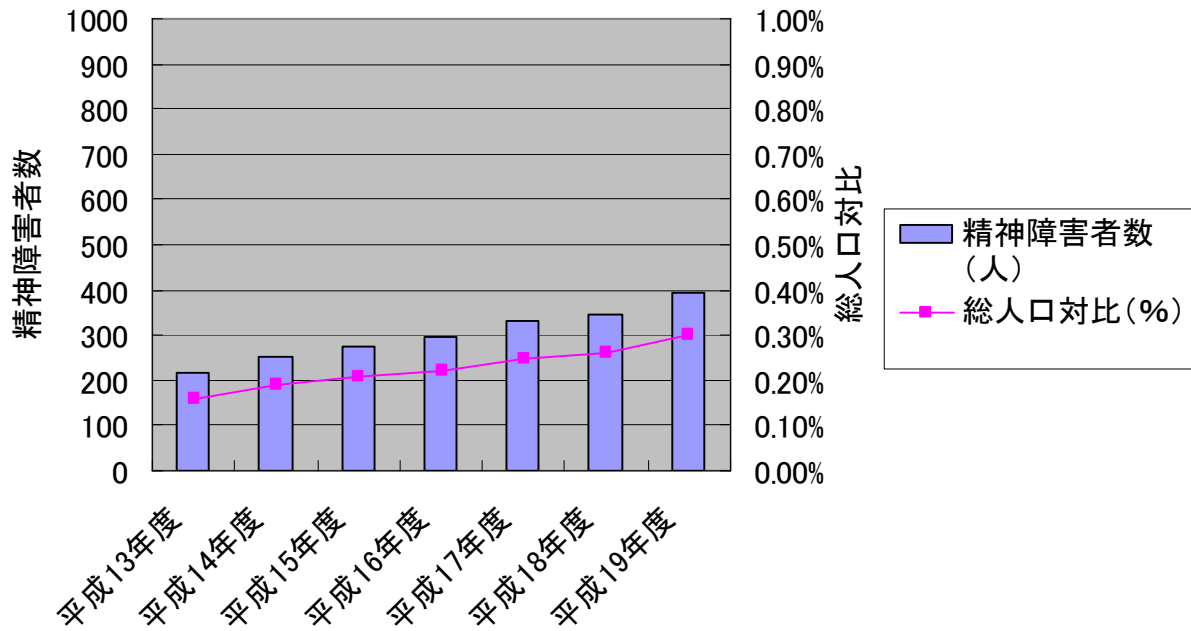
資料：障害者福祉基本計画（第2次）、社会福祉課

平成17年度末現在の年齢別の療育手帳所持者数の割合をみると、18歳から64歳が約66%、18歳未満が約29%を占めています。

③精神障害者の状況

瀬戸市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成13年から平成19年までの6年間で177人、82.3%増加し、平成20年3月末現在の手帳所持者数は392人です。総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合は、平成13年度末の0.16%から平成19年度末の0.30%へと上昇しています。

【総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合の推計】



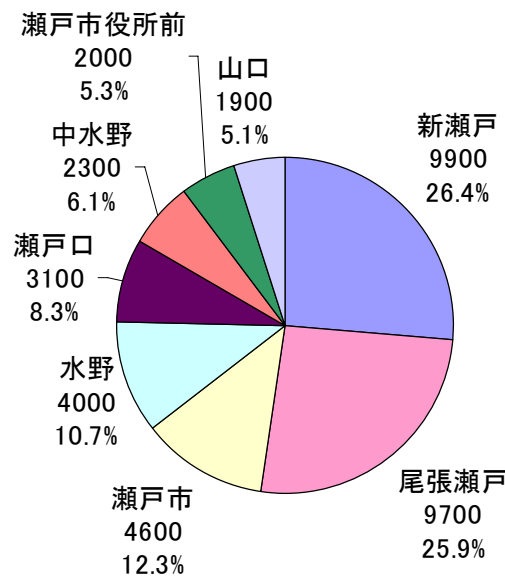
資料：障害者福祉基本計画（第2次）、社会福祉課

2-2 公共交通機関の状況

(1) 鉄道

平成19年度の1日平均乗降客数は、名鉄新瀬戸駅で約9,900人、愛知環状鉄道瀬戸市駅では約4,600人となっており、市内の駅の中では1,3番目に多くなっています。市内の鉄道駅からの乗降客数のうち、新瀬戸駅と瀬戸市駅の2駅からの乗降客数が約4割を占めています。

【瀬戸市内の駅別乗降者数の割合（平成19年度）】



※一日平均乗降客数（百人単位）

資料：名古屋鉄道、愛知環状鉄道データ

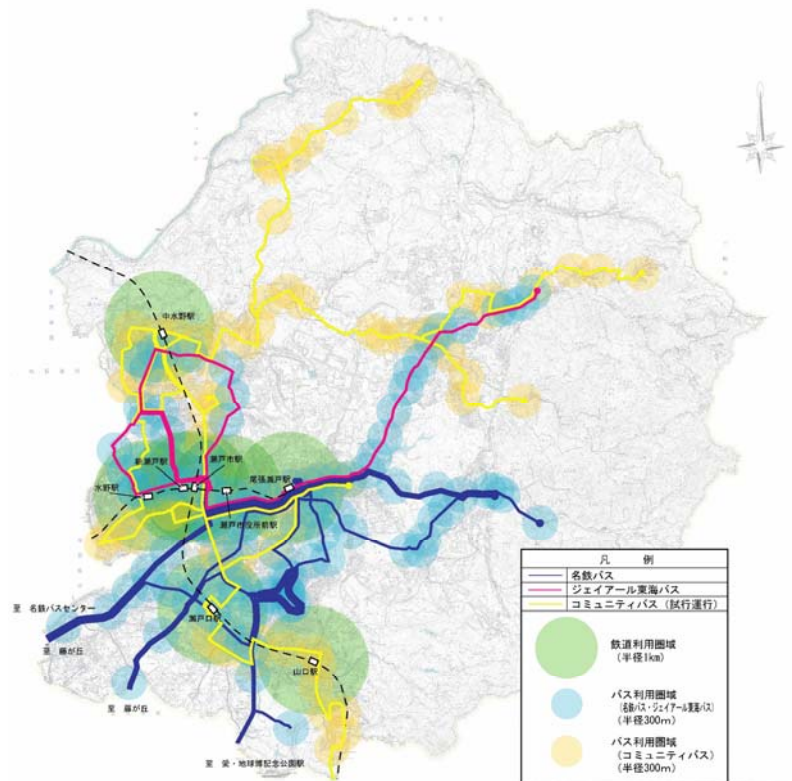
(2) バス

路線バスとして、名鉄バス、ジェイアール東海バスが運行されています。また、瀬戸市が運営するコミュニティバスが試行運転されています。

各路線バスは、尾張瀬戸駅、新瀬戸駅・瀬戸市駅を起終点として運行されています。

資料：JR 東海ホームページ、名古屋鉄道ホームページ、コミュニティバス試行運行計画書（案）

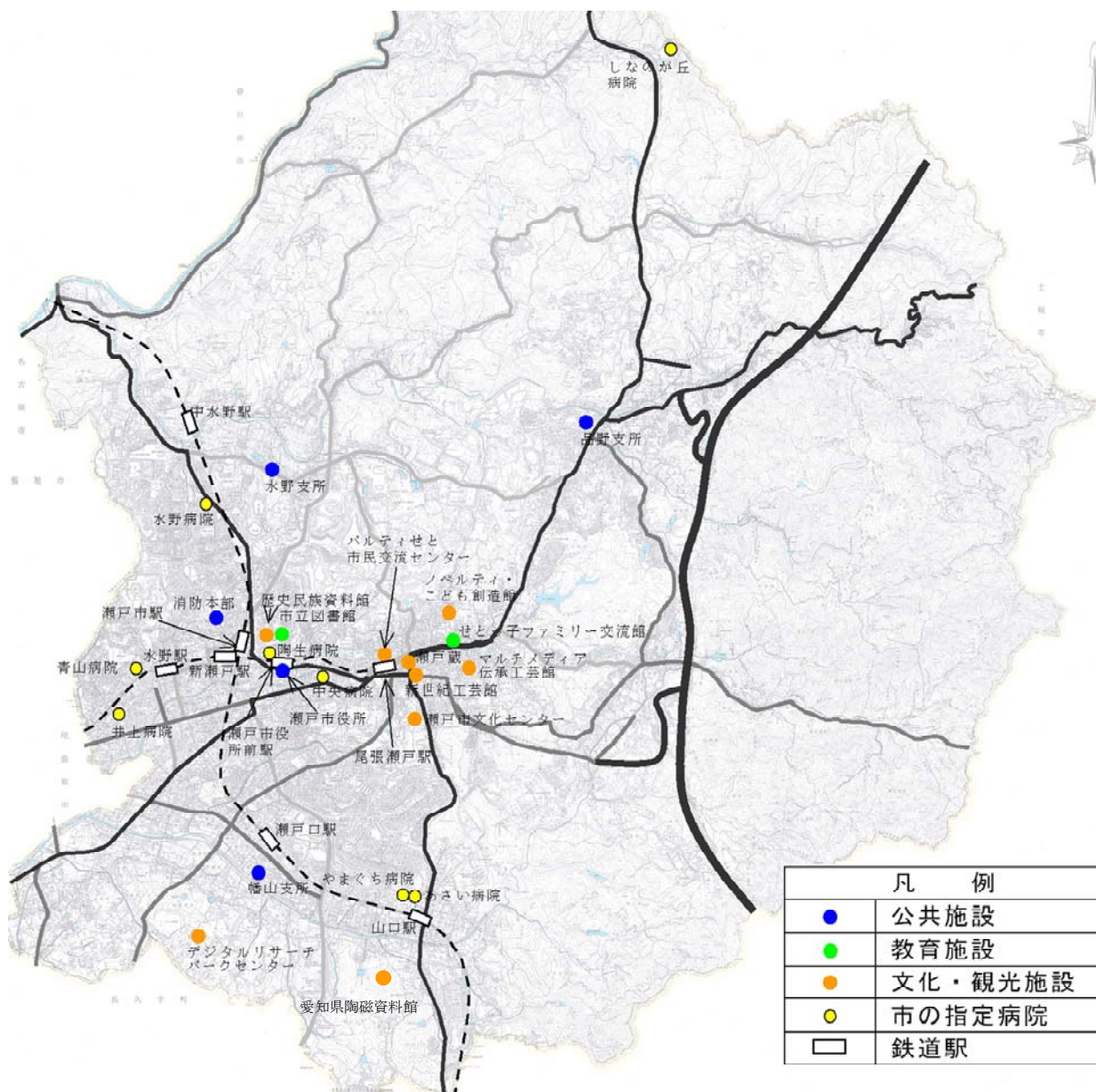
【バス路線図（平成19年度）】



2-3 各種施設の分布状況

新瀬戸駅と瀬戸市駅は、名鉄瀬戸線と愛知環状鉄道相互の乗り換え駅となっており、周辺には教育施設、文化・観光施設、市の指定病院など多様な施設が集積しています。尾張瀬戸駅周辺の東側には、市内の文化・観光施設が集積しています。

【瀬戸市の主要施設】



2-4 上位計画・関連計画

基本構想策定に向け、瀬戸市がこれまでに策定してきた計画の中から、バリアフリーに関連する項目を抜粋して、以下に整理します。そして、これらの計画と整合を図りながら構想を策定します。

○ 第5次瀬戸市総合計画（平成18～27年度）

【基本構想】

将来像	自立し、助け合って、市民が力を発揮している社会
まちの姿	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人々が集い、賑わい、躍動するまち<交流> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流拠点としての都市機能（交通基盤や情報基盤）を整える。 ○ 市民が安全に、安心して暮らしているまち<安全・安心> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、女性などを含む多くの市民が安心して働くことができる。 ○ 市民が生涯を通じて力を育み、生かすまち<学び>
市民と行政が力をいれて取り組む項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自助の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 働く場（雇用）があり、経済的に自立して、より豊かに暮らせるための戦略。 ○ 共助の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ もしものとき、自立するのに少し助けが必要なとき、安全、安心に備えるとき、ともに助け合うことができるようにするための戦略。
市民と行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立し、自分の目標に向けた努力をする。 ・ 同時に社会に貢献し、お互いに助け合う。 ○ 行政の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の力を引き出す。～自助、共助中心の社会の仕組みに転換する～ ・ 行政が担うべき分野においては、効率的・効果的にその責任を果たす。

【基本計画】

分野	項目
市民の健康と福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を持つ人が自立した生活を営むことができる社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ ノーマライゼーションの実現のため、生活の障壁（バリア）を取り除くことはもとより、地域住民の心のバリアを解消する。
都市の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民生活を支える道路の計画的な整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な道路整備による円滑で快適な交通の確保と高齢者などの交通弱者をはじめ、すべての利用者を考慮した質の高い歩行空間の形成を図る。

○ 瀬戸市都市計画マスタープラン 平成19年3月

都市づくりの理念	成熟社会において、豊かな自然と「やきもの」のまちとしての魅力を活かし、市民・企業が活力を維持する協働の都市づくり
都市計画の目標と基本方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ いきいきとした市民の暮らしを支える安全・安心・快適な都市 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通量が多く歩道設置が不十分な路線における歩行空間を確保する。 ・ 市中心部へのアクセス性の向上や歩行者の回遊性を確保する。 ・ 自動車交通へ過度に依存することなく、快適に移動できる交通環境の整った都市の実現を目指す。 ○ 市民が自ら考え、実践する、学びと育みの都市 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自発的に節度ある交通行動を選択できる都市の実現を目指す。
全体構想	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通結節点の機能の強化・充実、公共交通網の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通結節点の機能の強化・充実を図る。 ・ バスターミナル機能の強化等による公共交通の利用促進を図る。 ○ 鉄道の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通軸として、名鉄瀬戸線及び愛知環状鉄道の機能強化を促進する。 ○ 駐車場・駐輪場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の利用促進に資する駐車場・駐輪場を確保する。 ○ 歩行者ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回遊性を高めるような歩行空間の整備や案内サインシステムの導入を検討する。 ・ ポケットパーク（公共空間）の整備や、空き家、空き店舗等を活用したたまり空間（民有空間）を確保する。 ○ 快適な歩行空間の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各生活拠点を中心とした幹線道路においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備を推進する。 ・ 生活道路においては、不要な通過交通等の進入を抑制するような交通誘導施策の実施等により、安全性に配慮した歩行環境を創出する。 ○ 生活インフラの整備・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭あい道路の拡幅整備を推進する。 ・ 必要に応じ歩道設置を推進する。

【地域別構想：西部地域（新瀬戸駅・瀬戸市駅含む）】

まちの将来像	潤いとやすらぎに満ち、快適に暮らし続けることのできるまち
まちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の駅前広場を活用し、バスターミナル機能を強化する。 ○ 駐輪場整備に向け関係機関と協議・検討を進める。 ○ 案内・サイン等の充実により来訪者にも居心地のよいまちづくりを推進する。 ○ 安全・安心・快適に移動できる歩行環境の整備・改善を推進する。

○ まちなか交通戦略協議会（第3回協議会資料：平成20年3月18日）

目標	移動しやすく住みやすいまち	
視点	施策の骨子と基本方針	
新瀬戸駅・ 瀬戸市駅周 辺	骨子	瀬戸市の交通及び生活センターとしての拠点機能を支える交通基盤の整備
	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸市中心部にふさわしい交通機能の拡充（乗換えの利便性の向上等） ・ 駅周辺におけるバリアフリー化など快適性の向上 ・ 骨格道路の形成

○ 老人保健福祉計画・介護保険事業計画（やすらぎプラン2006）平成18年3月

基本目標	高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現
基本計画	○ だれもが生きがいを持って生活できる高齢期の暮らしの実現
施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者にやさしいまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーに配慮した道路、公園整備 ・ 公共施設へのバリアフリー・ユニバーサルデザインの積極的導入 ・ 高齢者・障害者の交通安全意識の高揚 ○ 防犯、防災対策の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所の整備

○ せとっ子未来計画 平成17年3月

基本理念	子育ての喜びがあふれ、子どもの笑顔が輝くまち瀬戸！
事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 順次、道路の整備を行う。 ○ 親子が利用しやすい施設づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター、多目的トイレの設置

○ 瀬戸市地域福祉計画 平成18年3月

基本理念	みんなで進めよう“福祉でまちづくり”
基本目標	高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉は人づくり ○ 情報・相談の充実とサービス利用の促進 ○ 地域福祉推進のためのしくみづくり ○ 人にやさしいまちづくり
施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちのバリアフリーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の拡幅など道路のバリアフリー化 ・ 公共施設などのバリアフリー化 ○ 高齢者・障害者などの移動・移送手段の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉有償運送サービスを提供するNPO法人や社会福祉法人への支援 ・ 利用しやすい移動手段の検討
市民会議からの協働施策の提案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅のエスカレーターまたはエレベーター設置 ○ バス停の改善、時刻表を見やすくする ○ 危険な交差点の改良 ○ 高齢者や障害者などが安心して歩ける歩道の改良

○ 障害者福祉基本計画（第2次） 平成19年3月

目標像	誰もが自分らしく、地域の中で生き生きと暮らすことができ、共に支え合う地域社会
施策	市の取り組み
安全・快適な移動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通事業者に対して、バリアフリー化の協力を要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅へのエレベーターやスロープ、多目的トイレの設置 ・ ノンステップバスやリフト付きバスの導入 ・ 視聴覚障害者に配慮した構内放送 ・ 電光掲示板等の導入 ○ 市内巡回バスの利用促進、充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の未整備地域において、障害者や高齢者等の市内における移動手段の確保 ○ 福祉有償運送運営協議会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉有償移送サービスについて協議し、福祉事業者の円滑な事業参入を図り、障害者等の移動手段を確保 ○ 公共交通機関職員の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対する対応マニュアルの作成等 ・ 運転手等の職員教育の充実
住環境の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道や公園等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広い歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、視

	<p>覚障害者に配慮した信号機の設置、都市公園のバリアフリー化や多目的トイレ設置等障害者が安全でかつ快適に円滑な外出ができるよう環境整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「バリアフリー新法」や「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づいた公共施設の整備を引き続き推進 ・ 民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、助言・指導 ○ 駅や周辺の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通関係機関と連携して、スロープやエレベーター、多目的トイレ、駐輪場等を整備し、障害者等の公共交通機関への移動の円滑化を図ります。 ○ 福祉マップの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の公共施設、店舗、医療機関施設等のバリアフリー整備状況の情報を提供するため、「福祉マップ」の充実を障害者団体とともに図り、障害者が安心して外出できるよう支援します。 ○ 道路上の障害物除去 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす利用者や視覚障害者等にとって、移動の障害となる公道上の店舗商品・看板、自転車、違法駐車等について、関係機関と連携し除去・撤去指導を行います。
<p>災害時の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や公民館等の指定避難所のバリアフリー化を推進します。